

受配者指定寄付金について(寄付金の全額を損金に算入できる寄付金)

受配者指定寄付金は、寄付者が法人の場合には法人税法上、寄付金の全額を損金として算入することが認められています。(所得税法第78条2項2号及び法人税法第37条第3項第2号より)

なお、受配者指定寄付金(会社等法人が事業団に対して支出した寄付金)に係る税の優遇措置については、次のとおりです。

この寄付金は、法人の寄付金を支出した事業年度において所得の金額の計算上全額損金に算入されます。

(各事業年度)		
益 金(収益)	- 損 金(費用)	= 所得金

注1) 寄付者が法人として寄付金を支出した場合でも、所轄税務署がその法人の役員等が個人として負担すべきものと認めるものは、その負担すべき者に対する給与とみなされることがあります。

注2) 法人が各事業年度において支払った寄付金の額を仮払金等として処理した場合には、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとします。したがって、翌年度の寄付金支出として認められません。

(日本私立学校振興・共済事業団 HPより転載)

本学所定の寄付申込書のほか、日本私立学校振興・共済事業団宛の寄付申込書が必要になります。

また免税手続きには、日本私立学校振興・共済事業団発行の寄付金受領書が必要です。

寄付金受領書は、事業団から発行され次第本学よりお送りすることとなります。

「受配者指定寄付金」の流れ

